

北海道肝炎対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 北海道におけるB型及びC型肝炎に関する対策の推進を図るため、北海道感染症対策連携協議会設置要綱第5条に基づき、この要綱により北海道肝炎対策協議会（以下「協議会」）を設置する。

(議事)

第2条 協議会の議事は、本道におけるB型及びC型肝炎に関する対策の推進を図るために必要な事項とする。

(構成員)

第3条 協議会は、次の構成員からもって構成し、北海道保健福祉部長（以下「部長」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種団体の役職者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他必要と認められる者

2 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第4条 協議会は、必要に応じて部長が招集し、主催する。

- 2 協議会に座長を置き、祉部長が指名する。
- 3 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。
- 4 部長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(その他)

第5条 協議会の事務は、北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課において行う。

- 2 協議会は、平成28年12月22日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、協議会の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、部長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月22日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年12月22日から施行する。

この要綱は、平成30年6月5日から施行する。

この要綱は、令和4年12月9日から施行する。

この要綱は、令和5年4月10日から施行する。